

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

1-1

<農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況
<農地法第3条第2項第5号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積(農地・採草放牧地)の状況
特例(集約的に行われる事業等)の該当有無

有	無
---	---

 ※「有」の場合は、様式第1号-③添付

[経営地]

	今回権利を取得する土地①	所有地		所有地以外の土地		経営面積合計
		自作地②	貸付地	借入地③	貸付地	
田						
畑						
樹園地						
計						
採草放牧地						

[非耕作地]

		所在・地番	地目		面積 m ²	状況・理由
			登記	現況		
非耕作地	所有地					
所有地以外の土地						

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 <農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況

(1)作付(予定)作物、作物別の作付面積 … 営農計画書の添付

(2)大農機具又は家畜

		大農機具					家畜				
確保	所有	耕うん機	トラクター	農薬散布機	草刈機	その他()	乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他()
		台	台	台	台		頭	頭	頭	羽	頭
導入予定	リース	台	台	台	台						
		台	台	台	台						
資金繰り	該当する者に〇を付すこと										
	自己資金・金融機関からの借入・その他()										

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛・豚・鶏等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

2<農地法第3条第2項第2号関係>(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載)
その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

3<農地法第3条第2項第3号関係>

信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載)

4<農地法第3条第2項第1号及び第4号関係>(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)
権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1)農作業に従事する者

	氏名	年齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	農作業経験の状況	通作距離・時間
権利取得者							km・分
世帯員等							km・分
その他常時雇用(構成員)							km・分
							km・分
							km・分
							km・分
現在:	名・増員予定:	名	(農作業経験の状況:)				
臨時雇用	年間延日数	日					
	年間延人数	現在:	名	(農作業経験の状況:)			
		増員予定:	名	(農作業経験の状況:)			

(2)その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)
(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(記載要領)

- 農作業経験等の状況の記入例 農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年
- 通作距離及び距離は、住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間を記載して下さい。

5<農地法第3条第2項第7号関係>

周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

當農事業が周辺の内に影響を及ぼす見込みはありません。万が一始業が生じた場合は、地域の農家、農業委員会及び北部農林水産振興センター、農業改良普及課等の意見を参考に、責任をもって対処します。

6 その他参考となるべき事項